

第百二回 参議院建設委員會會議錄第十一号

昭和六十年六月四日(火曜日)

午前十時二分開会

委員の異動

四月十八日

赤桐 操君

柄谷 道一君

四月十九日

宮島 渥君

四月二十二日

工藤万砂美君

四月二十三日

志村 哲良君

藤田 正明君

四月二十四日

岩動 道行君

五月十三日

志村 哲良君

五月十四日

志村 哲良君

五月二十一日

志村 哲良君

五月二十二日

志村 哲良君

園田 清光君

補欠選任

松本 英一君

山田 勇君

補欠選任

服部 安司君

補欠選任

藤田 正明君

補欠選任

岩動 道行君

工藤万砂美君

宮本 顯治君

補欠選任

志村 哲良君

山中 郁子君

補欠選任

嶋崎 均君

補欠選任

志村 哲良君

補欠選任

園田 清光君

補欠選任

五月二十九日

志村 哲良君

山中 郁子君

補欠選任

小林 国司君

宮本 顯治君

五月三十日

福田 宏一君

小林 国司君

宮本 顯治君

補欠選任

倉田 寛之君

志村 哲良君

山中 郁子君

補欠選任

福田 宏一君

補欠選任

矢野俊比古君

佐藤栄佐久君

六月四日

安孫子藤吉君

志村 哲良君

補欠選任

矢野俊比古君

佐藤栄佐久君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

本岡 昭次君

堀内 俊夫君

増岡 康治君

増田 盛君

青木 新次君

井上 吉夫君

植木 光教君

遠藤 要君

工藤万砂美君

佐藤栄佐久君

服部 安司君

福田 宏一君

補欠選任

矢野俊比古君

佐藤栄佐久君

衆議院議員

建設委員長

建設委員長代理

国務大臣

国務大臣

政府委員

国土庁長官

国土庁長官官房

長

国土庁計画・調

整局長

国土庁地方振興

局長

事務局側

常任委員会専門

員

田熊初太郎君

永田 良雄君

小谷善四郎君

田中 曉君

馬場 富君

上田耕一郎君

山中 郁子君

山田 勇君

保岡 興治君

中島 衛君

河本嘉久蔵君

趣旨説明を聴取いたします。保岡興治君。

○衆議院議員(保岡興治君) ただいま議題となり

ました半島振興法案について、その提案理由及び

主な内容を御説明申し上げます。

いわゆる半島は、三方を海に囲まれた地域とし

ての立地条件のために、孤島的な性格を有し、一

般的には、平地に恵まれず、また水資源も乏しい

など国土資源の利用面の制約から産業立地も思う

に任せず、所得の格差等が見られ、人口の減少、

高齢化の進展など今後大きな課題を抱えており

ます。

しかるに、このような半島地域についてのこれ

までの広域的、総合的振興を図るための施策は、

かなり立ちおくれていると言わざるを得ません。

国土の均衡ある発展と地域住民の生活福祉の向

上を図るためには、こうした半島地域がその後進

性から脱却し、個々の半島の開発戦略を推進し、

その持つ特殊性、可能性を最大限に生かせるよ

う、総合的な振興策を講じる必要があるというの

が本法案の提出の理由であります。

次に、この法律案の主な内容について申し上げます。

第一に、内閣総理大臣は、都道府県知事の申請

に基づき、二以上の市町村の区域から成り、一定

の社会的経済的規模を有し、公共的施設の整備に

ついて他の地域に比較して低位にあり、かつ、産

業の開発の程度が低く、企業の立地の促進等の措

置を講ずる必要がある半島地域を半島振興対策実

施地域として指定することとしております。

第二に、半島振興対策実施地域の指定があった

ときは、関係都道府県知事は、振興の基本的方針

に關する事項、基幹的な道路、港湾、空港等の交

通施設及び通信施設の整備に關する事項などを内

容とする半島振興計画を作成し、内閣総理大臣の

承認を受けなければならないこととしておりま

す。

○委員長(本岡昭次君) 半島振興法案を議題とい

たします。

まず、提出者衆議院建設委員長保岡興治君から

本日の會議に付した案件

○半島振興法案(衆議院提出)

○委員長(本岡昭次君) ただいまから建設委員會

を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る四月十八日、赤桐操君及び柄谷道一君が委

員を辞任され、その補欠として松本英一君及び山

田勇君が選任されました。

また、去る四月十九日、宮島渥君が委員を辞任

され、その補欠として服部安司君が選任されまし

た。

○委員長(本岡昭次君) 半島振興法案を議題とい

たします。

まず、提出者衆議院建設委員長保岡興治君から

す。

第三に、国は半島振興計画に基づく事業の実施に關し、必要な財政金融上の措置を講ずるよう配慮するとともに、その事業の円滑な実施を促進することに努めなければならないこととしております。

その他、地方債についての配慮、税制上の措置、地方税の不均一課税に伴う措置などを設けることとしております。

なお、本案は、公布の日から施行し、有効期限は昭和七十年三月三十一日までとすることとしております。

以上が、本法律案の提案の理由及びその主な内容であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(本岡昭次君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○青木新次君 青木でありますが、時間がありませんので、簡潔に要領よく御答弁をお願いいたします。

半島振興法案については、昨年の国会で自民党の有志議員によって一度提出され、我が党もこの案については賛成なのでありますが、私はあの当時こちらの参議院の建設委員長としていろいろ皆さんと相談をいたしてまいりました。突如として衆議院の提案者であるべき人がいなくなつてしまつたというようなハプニングがありまして大変問題になつたわけでありまして、いろいろ論議されたようでありまして、衆議院建設委員長の提案という形で法案がまとめられたことについて、行財政改革と称しまして大変弱いところに犠牲がしわ寄せされがちなので、この法案のいろいろな意義といふものが存在する、私はこう考えております。

しかし、法案の内容は必ずしも十分なものでないという感じを持っていますのでありますが、全般的に抽象的で、具体的には今後の行政に運用をゆだねているところがあるのであります。

個々の内容については国土庁にもただしてまいりたいと思つておりますが、提案者として全般的な考え方、すなわちもう一步踏み込むべきではなかったのかという感じを持っていますわけでありまして、この点について提案者の御意見を伺ひたいと思ひます。

○衆議院議員(保岡興治君) 半島振興法の取りまとめに当たりましては、半島地域の置かれた状況が非常におくれているということ、そしてまた一体的に広域的かつ総合的な振興ができるような必要性があるということなどありまして、一日も早くこれらの施策が推進されるよう可能な限りめるといふことで、現下の状況は極めて厳しい財政事情や社会経済状況にあるわけですが、そういう中で各党理事の御協力をいただきまして、提案者としては可能な限り最大限努力して、現時点で取りまとめられる最高のものを求めるということと努力をしてみたいと思つております。

抽象的ではないかという点の御指摘でございますが、振興の基本理念といふものがはつきりしてまいりまして、施策の方向づけが明確になるものと考えられておりますので、具体的な施策の推進ということについては今後政府に対し強力に働きかけをして、本法律案の目的が具体的に速やかに達成されるように努力をしてみたい、このように思つております。

○青木新次君 そこで、国土庁にお伺ひいたしましたと思うのですが、この法案では対象となる地域を半島振興対策実施地域として内閣総理大臣が地域指定をすることになつてゐるわけでありまして、その指定基準が二条一項に規定されてゐるものでありますが、その要件の中で、「一定の社会的経済的規模を有する地域であること」とは一体どう具体的に運用されるのか、公共的施設の整備の比較の二条一項についてはどこどこを比較するのか、考え方を明らかにしてもらいたいと思ふのであります。

例えば瀬戸内海あたりでも島がある。その島は二町村以上でなきゃだめだ。こういった場合に、その島全体が北海道の阿寒町のようにどこかの県を一つまとめたところがあるんですね。そういうようなところを二つないからだめだなんというところは言えないと思うのでありまして、その点についてもひとつ考え方を明らかにしていただきたいと思ひます。時間がありませんので、簡潔に要領よく御答弁願います。

○政府委員(田中曉君) 我が方の理解しておりますところでは、この半島振興法案の主眼は山村振興法など、市町村あるいはその一部を単位といたしまして個別政策では十分対応できないような、いわば広域的な圏域を対象といたしました総合的な振興対策を講ずることにあるというように理解をいたしております。こういった立法の趣旨から考えますと、やはり対象地域はある程度の社会的経済的な規模を持つてゐる地域を対象にするのがふさわしいのではないかと考えておるわけでございますが、具体的な運用基準につきましては、客観性を保持するという観点から今後国土審議会等で例えば基準をつくるというようなことを御検討いただくのではなからうかというように考えておるわけでございます。

それから後段の御質問の高速自動車国道等公共的施設の整備状況につきましては、この法律案の立法趣旨に照らしますと、常識的には半島地域とそれ以外の地域、あるいは半島地域と全国の平均値等々を比較するということになるのではないかと考えておりますけれども、この点に關しまして、その具体的な比較基準等は国土審議会が今後御検討していただくべきものではなからうかというように考えております。

○青木新次君 「二以上」とあるのを、将来町村合併もあるし、それから今私が申し上げました北海道の阿寒町は一つの県ぐらいの広さがあるといふことも考慮して、必ずしも字で書いたように二町村以上でなきゃだめなんだということとはこれではないということではよろしうございませぬ。

○政府委員(田中曉君) この法律を読みます限りでは、二以上の市町村の区域から成るということとは裁量の余地がない事項であらうと思ひます。

それで、ただ、例えば二以上では成るけれども、ごく一部しか入つていないというように小さい区域というようなものも恐らく一定の社会的経済的規模を有する地域にはなるまい。だから、そちらの方はその基準によって具体的なものがはつきりすると思ひますが、一つの市町村の区域から成るものを、その市町村が大きいからといって対象に指定するということはこれは解釈上なり得ない、こういうように思ひます。

○青木新次君 そうかたことを言わずに、将来地域指定の場合においてはいろんな審議会とか懇談会というやつでやるわけですから、今、田中局長はまさに石橋をたたいて、石橋を砕いて引き戻つてしまふような考え方を持たれてゐるのじゃないかというように考えておりますけれども、その辺は今後の課題にしていただきたい。よろしうございませぬ。

地域指定を受けたら知事によって半島振興計画が作成されるわけでありまして、その内容が四条に一号から六号まで規定されておりますが、これらはいずれも必要なものだけれども、このほかに重要なもので落ちてゐるものがあるんです。例えば医療とか福祉とか生活環境施設等が規定されていないが、地域振興の上で欠かせないのでないかというように考えますが、簡潔に御答弁を願います。

○政府委員(田中曉君) 御指摘のとおり、多くの半島地域におきましては人口の減少がかなり激しく、高齢化が進展するといったような問題を抱えておられます。そういう意味で、医療施設でございますとか、福祉施設、生活環境施設等の整備を進めることも重要な政策課題であるという認識を持っております。

今回、提案されております法案の第四条の「半島振興計画の内容」につきまして、これについて特に明文の規定はございませんけれども、明記

されたものはいずれも主要なものの例示であるとして受けとめておきまして、第六号にはその他「半島振興に關し必要な事項」といういわばセービングクローズがございますので、それぞれの半島地域の事情に応じまして、御指摘の事項も振興計画に盛り込まれるものと考えている次第でございます。

○青木新次君 本案が成立し、施行されれば内閣総理大臣による半島振興対策実施地域の指定が行われて、次いで知事による半島振興計画の作成、それに基づく事業の実施という手順になるんですね。そうすれば具体的に予算措置も必要となるのでありますけれども、これらのスケジュールの見通しはそれぞれいつごろになりますか。金丸さんは、二年はだめだ、こう言っているのではありませんが、これもなかなか厳しい話でありますけれども、いかがですか。

○政府委員(田中晴君) 今後の手続のスケジュールでございますが、地域指定に關しましては、まず都道府県知事の申請の前提になります。具体的な地域指定基準を国土審議会で作成していただく必要があると考えておりまして、また指定に当たりましては関係行政機関の長との協議、こういった手続が必要になってくるわけでございます。

我々としては、御趣旨を体しまして、できるだけ速やかに手続を進めていきたいと考えておるわけでございますが、半島の場合は例えは離島等と比べましても基準づくりにかなり議論を要するというような感じもいたしますので、他の地域振興立法での地域指定の例を踏まえて考えてみると、ごく常識的にはやはり一年程度はこれに要するのではないかと気がいたします。

また、半島振興計画の作成、承認につきまして、地域指定と同様に相当広い範囲で協議、調整を図る必要がございますので、やはり地域指定後これにもかなりの時間がかかるというように考えるわけでございます。もちろん、具体的にやってみませんとはっきりしたことは申し上げられませんが、法律ができ上がりまして直ちに具体的に

的に動き出すというわけにはなかなかまいらないと考えておるわけでございます。

この半島振興計画に基づきます事業の実施、それからその事業に必要な具体的な予算の計上につきまして、計画が承認された後に事業の種類に応じまして、地方公共団体、民間のそれぞれの分野で逐次事業に必要な予算が計上されまして、事業の実施が図られていくものと考えておるわけでございます。

○青木新次君 委員長にお伺いしたいと思うのであります。本法の計画に基づく事業の実施にはどのようなメリットがあるのか、あるいはまたこの種の地域立法には過疎法や山村振興法に照らしても通常優先採択と補助率のかき上げなどが考えられるのでありますけれども、本案では特に補助率の優遇には全く触れられていないのであります。この点についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○衆議院議員(保岡興治君) 半島振興計画は内閣総理大臣の承認を得るものでありますので、この計画に基づく事業の位置づけが明確になって事業の優先採択、地方債に対する特別の配慮などによって事業の実施が促進される、そういうふうに考えています。

今、先生御指摘の補助条件の優遇についてですが、先生御指摘の補助条件の優遇についてですが、けれども、この種の地域振興における立法スタイルとしては、直接本法に盛り込む方法と、計画策定等の状況を見ながら後年度に別途財政特別法等を制定する方法の、大きく二通りのやり方があると思うのであります。本法を立案するに当たっては後者の考え方をとつたものであります。したがって、財政特別法の制定等、今後具体的な努力が必要なのであります。他の地域立法との均衡を考慮してできるだけ早くこれができるように努力したいと考えております。政府に対しては、そのように働きかけていく所存でございます。

○青木新次君 委員長にお伺いしたいのであります。第八条の地方債については随分と言わずもがなの文章が書いてありまして、起債については

は厳しく制限するかのどこの印象を受けますけれども、これでは地方公共団体の事業意欲を損ね、振興事業の進捗はおぼつかなくなるおそれがあると思うのであります。周辺環境に折にみまわらず、半島地域の自治体、住民の大きな期待と運動によって制定される本法でありますから、できるだけ限り公共団体の要望は実現させる、金の面倒を見るというのが筋であると考えます。提案者の御趣旨をお伺いしたいと思っております。

○衆議院議員(保岡興治君) 第八条の先生が御指摘の部分で、多分そうじゃないかと思うんですが、「法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り」という表現がとられておって、何か制限的に書いてあるようにも見えますけれども、これは当然の事理を表明したものであつて、むしろ第八条の本旨は半島振興のために起す地方債については一般の地方債よりも取り扱いを優先すべきものと宣明した配慮規定だということに理解していただきたいと思ふんです。そういう意味で、地方公共団体の財政事情等も勘案しながら、それらの御要望についてできるだけこれをしんしゃくして対応していくということが大事だということに考えております。

○青木新次君 第十一条の地方債に關する規定についてであります。ここでは固定資産税しか書いてなく、あとは政令委任となつております。半島振興には広域的観点が必要でありまして、市町村税のみでなく府県税も当然対象となるべきという声も聞かれるのであります。議員立法である以上、政令ではあるが提案者として何を想定されているのか明らかにしていただきたい、このように考えます。

○衆議院議員(保岡興治君) 第十一条の政令事項についてですけれども、これは今後努力をしていく課題の一つであります。税調等で議論するべきものでありますけれども、提案者としては固定資産税のほかに県税である事業税、不動産取得税

なども考えて立案をしたものでございます。

○青木新次君 提案者にもう一度お伺いしたいのであります。本法の有効期限は昭和七十年三月三十一日とされておりますが、その理由は何か。七十年までには必要な事業は完了するというお考えに立っているのかどうか、その点をお伺いいたします。

○衆議院議員(保岡興治君) 半島振興法案の作成に当たっては、過疎法や山村振興法、離島振興法などのこれまでの既存の地域振興立法の例に倣つて、法律の有効期限を十年間としてできる限りその期間内に立法の目的を達成するように努めることとしたものでございます。したがって、法律の有効期限が到来した場合には、その時点において半島振興のための施策がどのように行われてきたか、その進捗状況、半島のその時点での状況などを総合的に勘案して法律の延長がさらに必要か、十分な目的をこの十年間に達したかどうか、よく考えてその時点でまた対応するべきものだと考えております。

○青木新次君 国土庁にお伺いしたいと思うのであります。昨年春に半島振興問題懇談会を設置して、半島の問題点や地域のデータを整理いたしました。また対応策を検討して七月に中間報告がまとめられていたものであります。半島は全国三十一道府県で五十一の半島があるようでありまますけれども、懇談会においてはそれらの地域ではどのような問題を抱えており、またそれに対してどのような対策が必要であると結論されているのか、簡単に説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(田中晴君) 昨年七月に半島振興問題懇談会から出されました中間報告によりますと、半島の現状認識といたしまして、一つには交通が不便である、特に高速交通体系の整備が立ちおくれしているというところ、二番目には一般的に水資源が不足しているところ、三番目には第二次産業あるいは第三次産業の発展が立ちおくれ、一次産業の比重が高いところ、四番目には人口が

停滞ないしは減少しており、それに伴って高齢化が進展しているというところ、五番目にそのもろもろの結果として所得水準が低いというような点を指摘しておきまして、いわば離島に極めて近似した問題を抱えていると言っておるわけでございます。

そして、こういったいわば半島問題に対処いたしますために、都道府県が交通体系の整備や水源の開発あるいは産業振興、こういったものを中心といたしまして、それぞれの半島の特性を生かしました広域のかつ総合的な開発戦略を内容とする半島振興計画を策定した上で、これに基づく事業の実施に對しましては助成策として公共事業の優先配分、補助率の引き上げ、税制上の特例措置あるいは政府関係金融機関による低利融資等の措置を講じることが必要であると述べておるところでございます。

○青木新次君 提案者は、先ほどからも前向きに努力するというように冒明をいたしております。たまたま議員提案ということになりますと、関係政府当局からも軽んじて見られる可能性ということがかつてはあったと思います。この半島振興法については、これは関係市町村や知事が私どものところへもひっきりなしに陳情、要請に実は来ているわけでございます。これらの関係についてその地域から出ている同僚議員は必死になつてこの法案の可決、成立に向かつて努力されているというところについて、私は大変結構なことだと思ひます。

しかしながら、例えば地理的要因により交通が不便であるとか、高速交通体系整備が立ちおくれであるとか、地形的原因で水資源が不足しているとか、山地が多い、水資源が乏しい、市場への時間、距離が遠いとか、企業立地の少ないことなどによって総じて農林漁業の比率が高くて第二次、第三次産業の発展が立ちおくれであるというようになことがこの法案として成立したいという根拠になつてはいるし、雇用の機会が少なくに伴う若年層の問題点も非常に多いわけでございます。

人口の停滞ないし著しい減少等が今日二十一世紀に向けて国土の問題について基本的な考え方の基礎になつておられますので、これらに対する誘導政策等についても考えなきゃならぬというように考へておりますし、そのことは勢い産業水準が低い、したがって所得が低いということにもなつてくると思ふのでありますけれども、懇談会の結論を具体的に実施するのの今回提案されている法案の内容で十分対応できると考へているのかどうか、国土庁長官は所管大臣としてひとつ重大な決意を持って答弁を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(河本嘉久蔵君) 今回の半島振興法案には半島振興に関する基本的理念のほか、地域指定、計画の策定、国の配賦規定などのいわゆる地域振興法としての枠組みが広く盛り込まれておられます。国土庁といたしましてはこれによって半島振興の方向が明示されておるものと考へております。

なお、半島振興の実効性を高めるためには税、財政、金融上の措置の具体化が今後の課題であると思ひますが、これについては他の地域振興法の均衡等考慮して、適切に対処してまいりたいという考へでございます。

○青木新次君 非常に半島振興法の地域指定等についてはこれまたいろいろ問題が起つてくると思ひます。しかも、現況は離島と類似した厳しい面があるにもかかわらず、半島振興に対する指定対象地域になるであろう地域に対する施策はかなり立ちおくれであるというのを私も遺憾ながら認めざるを得ないのであります。今確かに、過疎地域振興特別措置法とか、山村振興法とか、あるいはまたその他の地域開発立法があるのでありますけれども、これらの法律は半島地域のすべての市町村を行政によってカバーでき得るような条件にあるとは必ずしも考へておりません。

したがって、今日の厳しい財政のもとで半島の振興に對しては広く総合的な施策を講じる必要性があると思ひます。その基本といたしましては、現在策定中の国土開発計画で

ある四全総にもその位置づけを明確にして取り組むべきである、このように考へておられるわけでありまうけれども、この点について大臣の所見をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(河本嘉久蔵君) 四全総の策定に当たりましては、国土の均衡ある発展を図ることを基本として考へておるところでございます。このような観点から、半島地域につきましてもその置かれている厳しい条件を踏まえて振興施策に十分検討を進めてまいりたいと思ひます。

○馬場富君 いわゆる地域開発立法としては、現在、過疎地域振興特別措置法あるいは山村振興法、離島振興法等があるわけでございますが、これらの法律と今回の半島法との関係はどのように理解すればいいのかわかり、ひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(保岡興治君) 過疎法、山村振興法など半島振興法案との競合が問題になる既存の地域開発立法は、それなりの役割を果たしているものの、市町村道、学校、保育所などその施策の適用が市町村単位となつておられます。半島地域を一体としてとらえた振興のためには必ずしも十分には機能していないものと考へております。このような半島振興法案は、既存の地域開発立法のメトリックはそれぞれ生かしながら、高速交通体系の整備、水資源の開発など、半島地域全体を一つの區域としてとらえた広域的な、かつ総合的な振興策を推進するためのものであると理解しておるわけでございます。

○馬場富君 半島地域は、その置かれている立地条件等の特殊性から、交通体系の整備等の立ちおくれや、あるいは地域開発が十分なため産業基盤や生活環境の整備が低いという点は事実でございます。一方、半島は、半島なるがゆえにやっばり豊かな自然環境にも恵まれておられるという点もございします。今回の法案には特に環境への配慮については明文規定はないようでございますが、建設委員長並びに大臣はこの点でどのような考へか、お尋ねいたします。

○衆議院議員(保岡興治君) この半島振興法案は、産業基盤の整備のおくれなどが見られる半島地域に對して広域のかつ総合的な振興策を推進し、地域住民の生活、福祉の向上を図るためのものであつて、振興計画の内容としてもそのための直接的な事項について代表的に例示しておるものでございします。したがって、法案の第四條第一項第六号は包括的な規定となつておられます。地域の実情に應じて環境保全についても振興計画に盛り込まれるものと考へておられるわけでございします。

○国務大臣(河本嘉久蔵君) 御指摘のように、半島地域は豊かな自然環境に恵まれておられます。今後半島地域の振興策を講ずる場合は、この恵まれた自然環境を保全して、さらに積極的に活用していくことが重要であると考へております。今後、具体的な半島振興計画の作成などに当たりましては、御指摘の趣旨を踏まえまして、地方公共団体等に對して十分指導してまいりたいと思ひます。

○馬場富君 本法に基づきまして地域振興を推進するには、振興の対象となるべき半島地域の選定をしなければならぬ。特に、法案によると、「三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域」という表現で輪郭的に理解ができますが、もう少し具体的な指標、基準の設定の必要はないのか。例えば、過疎法では人口減少率と財政力指数が設定してあるわけでございしますし、山村法にいきますと林野率等が基準となつておりますが、半島法については何か具体的な指標の設定はできないものか、この点はどうでしょうか。

○政府委員(田中晴君) いわゆる半島と申しますと、一般的には三方が海に囲まれた、一部が本土と陸続きの部分であるというように解せられておるわけでございします。学問上、地理学上の厳密な定義というものはないわけでございまして、そ

ういった意味では古来からの呼称によって一般的に半島であるかどうかを判断しているということでございます。

この半島振興法の対象になる地域につきましては、一条に先生御指摘のような包括的な概念を示した上で、第二条にやや具体的な指定基準を示しておるわけでございますが、特にこの二号、三号等につきましては、さらに具体的に「低位にある」とかあるいは「措置を講ずる必要がある地域」というのはどういふ地域であるかということ

はこれだけでは必ずしも明らかでないわけでありまして、そういった具体的な基準につきましては今後地域の実情等を十分把握した上で、法律の趣旨を踏まえまして国土審議会等において慎重に検討していただくことが必要であるというように考えております。

御指摘のいろいろな人口減少率でございますとか等々の客観的な基準は、そのときに具体的な検討をいただけるものと考えておるわけでございます。

○馬場富君 半島振興対策実施地域の指定は内閣総理大臣が都道府県知事の申請に基づき一定の手続を経て指定することになっておりますが、その指定要件は本案二条に規定してあり、第一項で、「二以上の市町村の区域からなり、一定の社会的経済的規模を有する地域であること」となっておりますが、二つ以上の市町村の区域から構成される地域の必要性は那邊にこの点があるのか。もう一点は、一定の社会的経済的規模の具体的な基準があるのならば、この点についても御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(田中晴君) これまでの地域立法でございますが、市町村振興法といふのは山村振興法といふ法律は、市町村あるいはその市町村の一部をその施策の単位としておるわけでございますが、半島振興法案におきましては、こういったこれまでの地域立法では対応し切れないような広域的な領域を対象とした施策に重点を置いて考えておられるというように理解いたしております。

いった立法の趣旨から推しますと、やはりこの半島振興法案の対象となる地域はある程度の地域的な規模を有するものであるのが適当であるというように判断されてこの二条一項一号の規定になったものだと考えております。

○馬場富君 もう一点は、地方の時代と言われて非常に久しい時間がたちますけれども、地域社会独自の産業を興し、個性あるふるさとづくりを各地で見えておりますが、一方、国や地方自治体の財政事情は極めて厳しいものがあり、このような環境のもとでは私は人間の交流を基本とした都市と地方との交流、異なった年代間の触れ合いというような観点から振興策を図ることは行政の課題ではないかと考えますが、この点はどうでしょうか。

○国務大臣(河本嘉久蔵君) 半島の振興を図るためには、基礎となる諸施設の整備を進めることとあわせて、御指摘のように半島地域の活性化を図るためには都市と地方との交流などソフトな施策を展開することも重要であると考えております。この趣旨を踏まえまして、今後地方公共団体、関係方面を十分指導していきたくと考えております。

○馬場富君 国土の均衡ある発展を図り、国民生活の向上を目指す上からは、半島振興計画も国土の開発計画や国土利用計画あるいは公共投資計画と調和させなければ完全なやはり私は法律の意図がなくなってしまうと考へます。しかし、開発、発展がおくれ、生活水準の低い地域には、固有の悩みも問題も抱えております。余りにも国中心の論理にこだわらず、地域の特性が等閑になることがないよう、そういう考え方を固めお持ちかどうか、お伺いいたします。

○国務大臣(河本嘉久蔵君) 御指摘のとおり、半島の振興を図るためには地域の特性を踏まえて対処する必要があると考へております。今後、法律を運用するに当たりましては、御趣旨のとおり、地域の自主性を十分に尊重して適切に対処してまいりたいと考へております。

○馬場富君 そこで、この立法の関係の委員長の方にお尋ねいたしますが、また担当局でも結構でございますが、この半島振興に對しておのの対象となる半島地域といふものは日本の中で幾つくらいあると想像され、また考へられての立案でございますか。

○政府委員(田中晴君) 対象になる半島の数でございますが、実は現段階で申し上げるということとはできないわけでございます。ただ、それぞれの県が自分の県内で半島であると認識をいたして我々の方にデータ等を送つてきております数は五十一半島でございます。この中からこの法案の二条一項の基準に照らしどの程度のものが指定されるかというところは、基準の作成前でございます現段階では申し上げかねるということでございます。

○馬場富君 五十幾つと言われましてけれども、いわゆる市町村や二つ以上の市町村を持つ半島で内閣総理大臣が適切と認めた場合ならばこの法案の適用を受ける、こう理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(田中晴君) 県が半島だと心得ております五十一半島の中には、御指摘のように、この二条一項一号に該当しないというふうなものもあつたと思いますが、二号、三号は抽象的な基準ではつきりいたしません、いわば後進的な半島ということだと思ひますが、かなり先進的な半島も含まれております。そういったものを除いたものにつきましては指定を受ける資格といひますか、そういったものがあるというふうなところかと思ひます。

○馬場富君 一つ例を紀伊半島にとつてみますけれども、実は名古屋と紀伊半島の間に白浜という一空港しかございせん。しかも、これは一航空会社の空港でございます。先般もこれが廃止の方向に進むというふうな、半島法と反対の方向に実は出たわけでございせん。そのために、我々地元民や和歌山県等も陳情いたしました。これを一つは継続することにしたんですが、そういう面では実は紀伊半島地域は交通体系の整備の立ちおくれやあるいは人口の伸びの低迷あるいは高齢化等

の進行あるいは所得格差の増大などさまざまな問題がある反面、海洋やあるいは森林などの豊富な資源もあるわけでございせんが、こういう地域で国土の均衡ある発展と資源の有効活用を図る上からも高速道路あるいは交通網の整備等も必要であるというように考へてくるわけでございせん。和歌山県には高速道路は近畿自動車道と歌山線のうち、わずか二十四キロしかありません。また、空港も、白浜空港一つで、しかもこれはプロペラ飛行機しかおられないという空港でございます。そのために、私は本場にこの地方のためにも半島振興法は必要であると、行つてみて、また自分がその運動に参加してみ、しみじみ思うわけでございせんが、この点はどうにお考へですか。

○政府委員(田中晴君) 先生御説明なさいましたように、紀伊半島地域におきまして高速交通体系の整備が著しく立ちおくれしている。これが非常に大きな要因になりまして、人口の伸びの低迷等々さまざまな問題が生じておりました。これが今回半島振興法が提案されるに至りました大きな原動力になったというように我々も理解をいたしております。

御指摘の紀伊半島の総合交通ネットワークのあり方等につきましては、今後半島振興対策実施地域としての指定を経た上で、地元各県からその具体的な開発のあり方を盛り込みました半島振興計画が作成され、総理大臣に提出されるという過程におきまして、関係省庁とも十分協議をしながら検討を進めてまいり所存でございます。

○馬場富君 特に、私も推進運動をしました点からも、空港等の整備等についてもジェット化の方向も検討されておるというところ、あるいは、あるいはこういう地域におきましては、農業では果樹のそういう有数な生産地もございせん。だが、第一次産業の比率が高いという点で、就職率等が少なく過疎地域のような状況から後継者もだんだんと少なくなつていふという実情も聞いております。そういう点で、やはりこういう面からこの

法律の必要性を感じ、特にそういうような点から
もぜひこの点についての配慮を半島法の上でも御
考慮願いたい。あわせて、大臣にも御意見を賜り
たいと思っております。

以上です。

○政府委員(田中晴吉) 御指摘のように、紀伊半
島の現在の後進性というものは、もちろん
高速交通体系というインフラの整備が立ちおくれ
たことが原因であろうと思えますけれども、具
体的にはそのおくれの一つの態様といたしまして、
非常に産業構造が一次産業の比重が高い、ある
いは老齢化が進んで後継者が非常に得がたい、こ
ういった現象としてあらわれておるわけでござい
ます。

この対策といたしましては、基本的な基盤とな
ります諸施設の整備を進めることとあわせまし
て、半島地域の活性化を図りますためのソフトな
諸施策につきましても今後十分に検討し、展開さ
せていく必要があると考えておまして、地方公
共団体にも十分協議してまいりる考え方でござい
ます。

○国務大臣(河本嘉久蔵君) 紀伊半島の後進性
については皆さん共通のおくれているという感覚で
ございまして、今後、紀伊半島の振興につきま
しては十分配慮して努力してまいりるつもりでござ
います。

○馬場富君 ちよっともう一点だけ。

特に、あそこ名古屋との空路はプロペラ機で
ございまして、どうしても全日空側は赤字だから
だめだと言ったときにも、最終的に医療設備の問
題等での交流がありまして、その点で赤字ながら
でもやってもらおうというようにして実はとどめ
たわけですが、そういう医療面につきましても非
常に半島地域については不十分な点があるという
ことを考えてぜひ臨んでほしいと要望して、質問
を終わります。

○山中都子君 私は、初めに、我が党がこの半島
における地域住民の生活向上を図るために、本年
の四月十九日に半島振興法案大綱を発表し、提起

をいたしました。それは衆議院の建設委員会でも
実現を主張してきたものであるということをまず
明らかにし、この立場から今回提出されておま
す衆議院建設委員長提案による法案について
二、三の問題点をたざしたいと思っております。

初めに、保岡委員長に率直にお尋ねをいたしま
すが、先ほど青木委員の御質問にも若干ありまし
たので、重複することは避けるといたしまして、
今度のこの委員長提案に至った経緯の中で、私ど
もが懸念し得ないのは、全会派一致を一般的には
前提として委員会を代表する委員長が提案者とな
ってきているわけであるし、またこれは国会の民
主的な運営の上からも当然のことであるわけであ
るけれども、今回、全会一致が得られないのに、つ
まり我が日本共産党は反対をしてきたにもかかわ
らず委員長提出の形をとったこととあります。こ
れは委員長提出のいわゆる議員立法のあり方とし
てはこれまでの慣例からもやはりみ出ることでも
あるし、何よりも基本的なあり方としては全会
一致の方が望ましいということとは明らかだと思
いますが、この点についての保岡建設委員長の御意
見をお伺いしたいと存じます。

○衆議院議員(保岡興治君) 本法律案の起草に当
たりましては、委員長としまして、衆議院の建
設委員会の理事会等において可能な限り全会一致
となるように各党の皆様方に十分御協議いただく
など、最大限の努力はいたしました。御指摘のよ
うに、この種の地域振興の議員立法についてはで
きたら全会一致で、委員長提案という形で努力
したものでございまして。

しかしながら、確かに御指摘のように、共産党
は、この法案は自民党案を基礎にして委員会提出
法案としたわけですが、それに反対だというよう
な御主張でございました。しかし、できるだけみ
んなで力を合わせて頑張っていくということで、
一応、理事会においては委員長提案することに
ついては共産党の方にも御理解をいただいて、た
だ、この提案については発言を求められましたの
で、理事会、各党の配慮のもとに、その発言の機

会を持っていたら反対の趣旨をそこで述べて
いただくということで円満に委員会を運営してき
たつもりでございまして。

○山中都子君 私が申し上げるのは、共産党が、
共産党に限らないと思うんですよ、一党でも反対
があつて、そして一致されないものが委員長提案
として出されるということではやはり本来望ましく
ないということについて当然のお考えだというふ
うに思いますので、今後の問題等もありませんか
ら、そういう点での委員長のお考えをお伺いいた
しました。

もう一度明らかにしておきますけれども、我が
党は、衆議院段階におきましても全員が一致しな
いという点について提出するという点につ
いての了解を与えたこととはなく、意見は最後まで
申し上げておきたことについて改めて申し
上げておきたいと思っております。

次に、振興法案のこの基本的視点の問題なん
です。私も共産党が反対したのは、何もやみくも
に反対したわけではなくて、問題点があるから反対
したわけでありまして。つまり、その点について、
大変限られた時間ですので、ごく簡潔に申し上げ
ますと、例えば委員長提案のこの原案では、第四
条、「半島振興計画の内容」のところの二項二、
「基幹的な道路、港湾、空港」というふうにして、
わざわざ「基幹的」という言葉を入れている。二
項では、「国土総合開発計画、首都圏整備計画」
云々として、「その他法令の規定による地域振興
に関する計画」と調和したものでなければならな
い。問題になった調和事項ですね、こうしたも
のが入れられている。

そのほかにも幾つかありますけれども、こうい
う点を見るならば、六〇年代から七〇年代前半ま
で国土開発の主流だった高度成長型列島改造のパ
ターン、しかもこれが大企業中心の産業開発策、
これが基調となつておるというふうに見なければ
ならないんですが、これについての提出者の御意
見をお伺いしたいところでありまして、大
企業中心の産業誘致、こういうものを念頭に置い

て産業基盤の整備を目指そうとされているのか、
この御提出の法案の趣旨、真意、それとも住民本
位、住民のための生活基盤の整備向上、福祉の向
上に主眼を置かれているのか、どういふことなの
か、率直にお尋ねをしておきたいと思ひます。

○衆議院議員(保岡興治君) これは、この法案の
目的にも、趣旨にも、また提案理由でそのことも
御説明をされているから明らかだと思ふのでありま
すが、別に大企業優先とか、住民本位とか、ど
ちらかに限ってやるようなことではなく、半島振興の
ために、今半島が置かれている現状を打開してい
くために有効な法案ということで総合的に考えて
最善のものをつくった、このように理解をしてお
ります。

○山中都子君 今までの経過を一つ一つ私は申し
上げるまでもないと思ひますけれども、そういう
ふうには言いながら、そういうふうには書きながら実
際はどうかだったかといえ、その結果は例えば広
大な工場用地をつくる、そして逆にそこにベン
ベン草が生えて地方自治体の負担を膨大なものに
している、そういう事例が日本の開発ということの
問題点であるということが大きな自明の問題にな
ってきているから私はこのことを申し上げてい
るわけでありまして。

それで、具体的な法案に照らして以下質問いた
しますけれども、百一国会での議員提案の法律案
の内容と今度の内容とは、六条、七条関係です
けれども、「関係地方公共団体の財政事情等を勘
案して、国の負担又は補助に係る事業に対する負
担又は補助についての条件の改善」ということが
すっぱり抜け落ちておるわけですね。この部分
は、関係地方公共団体としては極めて中心的な要
求の一つであつたというふうには判断できます。こ
れも当然そういう常識的になつておるわけですが
けれども、ここがどうして抜け落ちたのかというこ
とについて端的にお考えを伺ひます。

○衆議院議員(保岡興治君) 今回の衆議院建設委
員会提出の半島振興法案の第六条でございすけ
れども、前国会で自民党から提出された法律案の

第七条のうち、財政金融上の措置の例示部分を削除して、これは新産業都市建設促進法等の他の地域振興法の例に倣いまして一般的な表現としたものでございますけれども、これは法解釈上は実質的に内容の変更を伴うものでないという理解をいたしまして、いろいろ議論もありましたが、できるだけ早くこの法案を成立せしめて施策を推進するために、内容が変わらないものであればということでのこのような文言に変えたものでございます。

○山中都子君 この具体的な文言があるとかないという単純なことじゃないですね。あつたものが落ちたわけでしょう。それでいて、なおかつ内容は変わらないというのは、これは余りにも無責任な御答弁だと言わざるを得ないと思います。その問題点については先ほどの議論もございまして。

次の問題に進みますけれども、今の問題と関連しますけれども、地域振興法には離島振興法、過疎地域振興法、小笠原諸島振興法、奄美群島振興法、沖縄振興開発法等とあります。これらの法律がその目的を達成するために国のかさ上げ補助を明記しているし、それから半島振興計画の中に住民生活の向上を明記しているわけですから、この半島振興計画の中では住民生活向上に役立つものが幾つか入っているとしても、国の財政上の助成措置がなければ実効ある地域振興にはならないということはおのずと明らかであります。半島振興法、つまりこの法案ではなぜ他の地域振興法、今幾つか申し上げました、皆さんの方がよく御存じだと思いますけれども、そこにうたわれている補助率のかさ上げなどの補助条件の改善を法律で明記されていないのか。先ほどの質問と基本的な問題として通ずるところのあることでありまして、この点についてのお尋ねをいたします。

○衆議院議員(保岡興治君) 先ほど来お答えしてきたとおりでございますけれども、地域振興のあり方についてはその立法のやり方に二通りあると

いうことで、いわゆる法律に補助率のかさ上げ等を規定せず、後で財政特例法等を制定することによって具体化していくという、二つの方法のうち後者をとった。このことについては、いろいろ厳しい社会経済状況のもとでの立法でございまして、今後半島振興計画が策定されたりあるいはその時点での財政状況やいろいろな点を総合的に判断して、そうしてよりよい半島振興ができるように具体化を進めていくということで、今後お互いの努力目標、頑張る目標としてそのような立法形式をとった、こういうふうな理解をしていただきたいと思います。

○山中都子君 私が問題にしましたのは、先ほど六条問題でも申し上げましたけれども、この半島振興法に期待する地方自治体の中心的な要求項目である点、今の問題を含めて、そのことが御答弁のようなあえて私はいまいというふうに申し上げられますけれども、あまいを通り越して要するに幻想を抱かせるようなものになってはならぬということが一つあります。

それから、政府は八一年の行革一括法でこのような地域特例の補助率のかさ上げを一律に引き下げました。こうした措置が地域振興に逆行するものであつて、半島地域の振興にも少なからず障害をもたらししていることは今日明白になっている。地方自治体の御意見としても大きなコンセンサスになりつつある。半島振興を本場に願うならば、半島地域の困難な状況を一層深刻にするようなこうした措置を改めることこそまず必要であつて、段階論ではありません。基本的な姿勢として必要である。この点については御異議のないところだと私は思います。ところが、今回提出されている半島振興法案は補助率のかさ上げを明記するなどというところから、補助条件改善さえもうたっていないわけですね。すると、この法案は半島地域振興とは名ばかりでこれに逆行する、今補助金カット一括法案なんか象徴的にあらわれている政府の措置に追随するものだとおぼろげに感じますが、その点については提出者たる

保岡委員長はどのようにお考えでございましょうか。

○衆議院議員(保岡興治君) 今、山中先生がいろいろ言われたような、これが幻のものだというふうには考えておりません。むしろ、お互い半島振興の現状を打開していくことの必要性については共通の認識があるわけですから、みんなで今後努力をしてこれを必ず具体化していかなければならない、このように考えております。

また、この法律を制定することによって、半島振興の基本的理念とか国の義務ということもいろいろ内容を具体化して盛り込んだつもりでございまして、この基本理念に沿って今後具体的に国に対応していただけるようにお互い努力していかなければならない、このように考えております。

○山中都子君 中身も、この振興法の理念も、それから具体的な財政上の措置その他についても幻であつてはいけません。地方自治体があるいは地域住民が求め期待をするものに對して幻であつてはならないというこの立場から私は申し上げましたので、その点については後ほどまた意見を申し上げる機会があると思います。

それで、両方あるのだ、産業開発だけやっていると、両方ない、こういうふうにおっしゃるけれども、それだったら私一だけどうしてもこれは委員長に明確な御答弁をいただきたいのですけれども、半島地域の関係者は道路建設等はもちろん望んでおります。道路建設等ならぬおっしゃっている。だけれど、現在ある国鉄ローカル線を廃止されてはどうすることもできない、地域振興もお手上げた、そういうことはとても訴えておられるんですね。こうした声にこたえることこそ半島振興法の提案者としての責任ある態度であり、またこの法案が持つべき理念の一つであるというふうには思います。この点はあなたにそういう御決意があるか。つまり、廃止されるローカル線は、半島振興法の提案者たる政治家としてのあなたに、やはり当然のことであるということ国鉄ローカル線の廃止などについてこれをやめさせて

いくという立場で臨まれる御決意があるかどうか、これはぜひ率直に聞かせてください。それは一つの試金石なんです、こういう法案を出した後にその中身がさつきからおっしゃっているようにそういうものであるとするならば。

○衆議院議員(保岡興治君) ローカル線の維持についての先生の御熱意はよくわかるわけでございまして、これまた国策全体の中で方向を決めていかなければならない問題だと思います。私も一見識ないわけではございませんけれども、きょうはこの半島振興についてこれをどうするかということばかりと私の答える準備がございませんので、半島振興をできるだけ頑張るという決意表明にさせていただきます。と思います。

○山中都子君 一生懸命頑張ることは何回もおっしゃるし、政府もいつも大体そういうふうにおっしゃるんですけども、頑張ることと中身について保証が欲しいんですよ。その保証の一つとして私は今国鉄ローカル線の問題を申し上げました。抽象的な御答弁しかいただかなかったことは大変残念に思います。

私も、そういう点で、先ほど触れました、四月の衆議院の段階で提起いたしました大綱で、具体的に補助及び負担の率、事業の選択基準などについての特別措置、こうしたものを国に義務づけることを明記して、関係地方公共団体の財政面での負担軽減を図ることを主張してまいりました。そのことは、改めて申し上げるまでもなく、委員長保岡提出者も十分御承知のはずだと思いますけれども、そういう点こそが大事であるということを重ねて申し上げたいと思います。

二、三具体的なことを、これは国土庁になるのでしょうか、それではお伺いをいたします。法の附則では「公布の日から施行する。」となつていますが、これは先ほどやはりあつたんです、いつごろになるかというふうにお答えになっていらいっしょにいますか。

○政府委員(田中晴君) 御指摘のとおり、この法案は公布の日から施行されることになっておりま

すが、国会法によりまして、公布の期限というものは法成立後内閣を経由していわゆる奏上された日から三十日以内という規定でございます。通常の例を見ますと、法の成立から一週間程度で公布されておるわけでございます。

○山中都子君 いや、私は「公布の日から施行」ということになっているから、通常のこのじやなくて、今例えば新聞報道なんかでは半島地域の指定基準づくりが大変だ、したがってかなりの作業時間がかかって、振興計画づくりに入ってから事業化までには最低二カ年かかると言われているというふうな報道もあるんですね。どっちにしまして、この振興法自体の本質的な問題点について指摘しつつも、そのように伝えられているこの法律をめぐっての見通しについて伺いをしたかったわけですが、こうした新聞報道その他についてはどのような見解をお持ちになっていきますか。

○政府委員(田中晴彦) 大要法律的なことを申し上げますと、公布の日から施行されるわけでございまして、例えば御指摘のような地域指定の基準をつくるとか、あるいは計画の作成の基準をつくるとか、そういうようなものもいずれも公布、施行されないと動かないわけでございまして、そういう意味ではまさに施行の日からこの法案は動き出していくわけでございます。私は、そうして地域指定になり計画ができますと、その計画に基づき事業の実施につきましてはこの法案自身にもそれぞれ配慮規定がございまして、例えば優先配分等あるいは地方債に対する配慮等の規定はすべてにでも働き得るものだと考えております。

ただ、今までいろいろ言われてまいりました、先生御指摘の補助率のかさ上げであるとかあるいは税の減免等につきましても租税特別措置法の改正等の手続を要しますので、そういった手続が出ませんと税の減免、補助率のかさ上げというふうな部分には実際には働いてこない、こういうことでございます。それで、地域の指定、計画の作成ということにも相当な期間がかかるわけでございしますので、おのずからその補助率の特例を定める財

政特別法というのはその後ということになりまして、ようから、ごく大ざっぱな印象として一、二年というふうなことが言われているのではないかと、いうように私は受けとめております。

○山中都子君 時間が参りましたので、その点についてもう少し伺いたいのですが、やむを得ません。

私は、最初から申し上げましたように、また後で修正案を提案させていただく中で申し上げますけれども、委員会提出ならそれにふさわしく、民主的に各党各会派が一致する意見でもって提出されるべきであるということが一つ、二つ目は、半島振興法という趣旨から半島地域としてのハンディキャップ、これを取り戻すという立場で国の責任を明確にして、そして実際の住民の生活の上での地域の掘り起こしの援助、そうしたものになるべきであって、そうした法案としてつくられるべきであろうという立場に立っておりますことを最後に強調いたします、質問を終わります。

○委員長(本岡昭次君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、安孫子藤吉君及び志村哲良君が委員を辞任され、その補欠として矢野俊比古君及び佐藤栄佐久君が選任されました。

○委員長(本岡昭次君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(本岡昭次君) 御異議ないと認めます。

本案の修正について山中君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。山中都子君。

○山中都子君 私は、日本共産党を代表して、お手元に配付していただいております半島振興法案に対する修正案の趣旨説明を行います。

今日、半島地域の多くは、自民党政府が進めた大企業本位の高度成長政策によって、生活基盤、

産業基盤の整備がおくれ、過疎化や高齢化が深刻化する一方で、農林水産業、地場産業等は衰退を余儀なくされております。

しかるに、衆議院建設委員長提出の半島振興法案は、またしても大企業のための大型産業基盤整備を最優先するとともに、自治体には重い財政負担を負わせるものとなっております。これでは現在半島地域が抱えている深刻な問題を解決できないことは明らかです。真の半島振興を図るためには、大企業本位の開発優先政策を改め、住民本位の振興策を国の責任で進めることが今肝要であると一言しなければなりません。

以上が修正案を提出する理由であります。引き続き、ごく簡潔にその概要を説明させていただきます。

第一に、半島振興法は、半島地域の振興並びに住民の生活の安定及び福祉の向上を図ることを目的とするという点であります。

第二は、半島振興法に規定の要件を、高速道路のおくれや企業立地の必要性に求めるのではなく、公共的施設の整備がおくれ、住民生活の安定向上のために産業の振興策を図る必要があるとされる半島地域はすべてその対象となり得るよう規定をいたしました。

第三は、半島振興計画は、原案にうたわれている道路、空港、港湾等の整備だけでなく、生活環境施設や保健衛生施設、社会福祉施設などの整備、医療の確保、防災、国土保全施設の整備、さらには環境保全、公害対策など、住民生活の安定向上に直結した計画を含めることとしております。

また、半島振興計画に、国土総合開発計画などが策定した計画との調和を強いる条項は削除いたします。

第四は、半島振興計画の作成に当たっては、公聴会の開催や関係市町村の同意、関係地方議会の議決を要することとして、地域住民の意見を半島振興計画に十分反映し得るようしております。

業の実施に要する経費の予算への計上、補助条件の改善等を明記いたしました。

最後、第六に、国や地方公共団体は、半島振興計画の達成に資する中小企業、農林水産業の振興のために必要な資金の確保に努めることとしております。

以上が、本修正案を提出する理由と修正案の内容の概略であります。

委員各位の御賛同をいただき、本修正案を可決されることを希望して趣旨説明を終わります。

○委員長(本岡昭次君) ただいまの山中君提出の半島振興法案に対する修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。河本国土庁長官。

○国務大臣(河本喜久蔵君) ただいまの修正案につきましては、政府としては反対でございます。

○委員長(本岡昭次君) それでは、これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○上田耕一郎君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました衆議院建設委員長提案による半島振興法案に反対、日本共産党提出の修正案に賛成の討論を行います。

原案に反対し、修正案に賛成する第一の理由は、本法案が大企業本位の開発を進めようとする立場に強く立っているからであります。このことは、その反面で、地域の産業の衰退に拍車をかけるばかりでなく、原立地促進など半島地域の乱開発と生活破壊を招く危険があることを指摘せざるを得ません。この点は、本法案が目的として、既に破綻した列島改造計画推進法である新産業都市建設促進法などに掲げられている国土の均衡ある発展をうたっていることや、振興地域指定の要件や振興計画の内容として高速道路や企業立地を挙げるなどしていることによっても明らかであります。

第二の理由は、半島振興のための地方自治体に対する国の財政金融上の助成措置について何ら具体的に定めていないこととあります。今、自民党政府は、行財政改革と称して、農林水産業や中小企業予算を大幅に減らしたり、過疎対策などの補助金カット、国鉄ローカル線廃止など、半島振興とは全く逆行する政策を強引に進めています。このような状況のもとで、国が何らの財政金融上の責務を負わない半島振興とは結局名ばかりであるだけでなく、半島地域の荒廃をもたらしている自民党政府への住民の批判をこまかすものと言わなければなりません。

以上が原案に反対する主な理由であります。先ほど提出いたしました日本共産党の修正案の実現こそ、これらの問題を根本的に解決する道であることを改めて強調して、私の原案反対、修正案賛成の討論を終わります。

○委員長(本岡昭次君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(本岡昭次君) 御異議ないと認めます。それでは、これより半島振興法案について採決に入ります。

まず、山中君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(本岡昭次君) 少数と認めます。よって、山中君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(本岡昭次君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(本岡昭次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時二十二分散会

〔参照〕

半島振興法案に対する修正案
半島振興法案の一部を次のように修正する。

第一条中「向上と国土の均衡ある発展」を「安定と福祉の向上」に改める。

第二条第一項中「該当し、一体として」を「該当する地域であつて、広域的かつ」に改め、同項各号を次のように改める。

一 公共的施設の整備について他の地域に比較して低位にある地域であること。

二 住民の生活の安定及び福祉の向上を図るため産業の振興に関する施策を講ずる必要がある地域であること。

第二条第二項中「関係市町村長に協議しなければならぬ」と、関係市町村長に協議することともに、当該都道府県の議会の議決を経なければならぬに改める。

第三条第三項中「関係市町村長に協議しなければならぬ」と、あらかじめ、公聴会を開催して住民の意見を聴き、かつ、関係市町村長の同意を得るとともに、当該都道府県の議会の議決を経なければならぬに改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の同意については、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第四条第一項第二号中「基幹的な」を削り、同項第四号中「開発」を「確保」に改め、同項中第六号を第九号とし、第五号の次に次の三号を加える。

六 生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備並びに医療の確保に関する事項

七 防災及び国土の保全に係る施設の整備に関する事項

八 自然環境の保全及び公害の防止に関する事項

第四條第二項を削る。

第六條及び第七條を次のように改める。

(国の施策)

第六條 国は、関係地方公共団体の財政事情等を勘案して、国の負担又は補助に係る事業に対する負担又は補助についての条件の改善その他財政金融上の措置を講じなければならない。

第七條 国は、半島振興計画に基づく事業の実施に要する経費については、毎年度、国の財政の許す範囲内において、これを予算に計上しなければならない。

第九條を次のように改める。

(資金の確保)
第九條 国及び地方公共団体は、半島振興計画の達成に資すると認められる中小企業及び農林水産業の振興のために必要な資金の確保に努めなければならない。

この修正の結果必要となる経費
この修正の結果必要となる経費は、本年度約五億円の見込みである。

四月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願(第三五〇号)

一、不動産経営管理士(仮称)の業務資格認定に関する請願(第三九〇九号)

一、車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願(第三九一八号)(第四一一二号)(第四一三三号)(第四一四四号)(第四二二九号)

第三五〇号 昭和六十年四月五日受理
車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願

請願者 長崎県佐世保市瀬戸越町二五全国

脊髄損傷者連合会長崎県支部内
安富浩

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第三九〇九号 昭和六十年四月九日受理
不動産経営管理士(仮称)の業務資格認定に関する請願

請願者 東京都町田市南大谷八〇四 市塚 勝巳

紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第三九一八号 昭和六十年四月九日受理
車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願

請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻六本 松三六〇三全国脊髄損傷者連合会 岩手支部内 鈴木伸也

紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第四一一二号 昭和六十年四月十日受理
車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願

請願者 鳥取県米子市西三柳二、七四五ノ 三 西郷国伸

紹介議員 西村 尚治君
この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第四一三三号 昭和六十年四月十日受理
車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願

請願者 北海道釧路市奥津五ノ一三ノ一九 門脇東

紹介議員 岩本 政光君
この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第四一四四号 昭和六十年四月十日受理

車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、
一一三全国脊髄損傷者連合会新潟
県支部内 亀山丈一

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第四二二九号 昭和六十年四月十一日受理

車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願

請願者 北海道美幌市東六条北三丁目 山
上進之丞

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願（第四三六一号）（第四五二七号）（第四六八三三）（第四八三〇号）（第四八六五号）（第四九三三三）（第四九四四号）（第五〇八三三）（第五一五七号）（第五三一六号）（第五七八号）

第四三六一号 昭和六十年四月十二日受理

車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願

請願者 福島県双葉郡浪江町倉沢一八一
ノ六全国脊髄損傷者連合会福島県
支部内 平向伸芸

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第四五二七号 昭和六十年四月十三日受理

車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出南一丁目
福田清

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第四六八三三 昭和六十年四月十五日受理

車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願

請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田
労災病院全国脊髄損傷者連合会秋
田支部内 加賀正一

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第四八三〇号 昭和六十年四月十六日受理

車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡笠崎町高見原一ノ三
ノ一六全国脊髄損傷者連合会茨城
支部内 鈴木輝男

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第四八六五号 昭和六十年四月十六日受理

車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第四九三三 昭和六十年四月十七日受理

車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願

請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ
二四 柳沼和江

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第四九四四号 昭和六十年四月十七日受理

車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願

する請願

請願者 熊本県球磨郡多良木町黒肥地二、
六三七 原田泉

紹介議員 田代由紀男君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第五〇八三三 昭和六十年四月十八日受理

車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願

請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七
六 千葉勇

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第五一五七号 昭和六十年四月十八日受理

車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願

請願者 鹿児島市武岡四ノ三四ノ一二 中
村弘美

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第五三一六号 昭和六十年四月十九日受理

車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願

請願者 北海道伊達市網代町四三 木村伊
吉

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第五五七八号 昭和六十年四月二十日受理

車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願

請願者 山口県下関市幡生本町二〇ノ二一
森岡敬富

紹介議員 江島 淳君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

四月二十五日本委員会に左の案件が付託された。
一、車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願（第五七一一号）（第五七一二号）

第五七一一号 昭和六十年四月二十二日受理

車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願

請願者 宮崎市赤江一、二五九ノ六 田中
勇

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第五七一二号 昭和六十年四月二十二日受理

車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願

請願者 山梨市上神内川一、二五一全国脊
髄損傷者連合会山梨県支部内 北
村晃一

紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

四月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
一、住宅基本法案（衆）

住宅基本法案

住宅基本法

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 住生活の基準（第七条—第九条）
- 第三章 住宅の供給の促進（第十条—第十七条）
- 第四章 住宅地における居住環境の整備等（第十八条—第二十一条）
- 第五章 住宅災害に関する施策（第二十二条—第二十三条）
- 第六章 住宅及び宅地の取引の公正の確保等（第二十四条）

第七章 行政組織の整備等(第二十五条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民の住生活の安定向上が国民生活における緊急かつ重要な課題であることにかんがみ、国民の住生活に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の住宅に関する施策の基本となる事項を定めることにより、住宅対策を強力に推進し、もつて国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(国の責務)

第二条 国は、すべての国民に対し健康で文化的な生活を営むに足る住宅を確保し、国民の住生活に適正な水準に安定させるため、住宅に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第三条 地方公共団体は、住民に対し健康で文化的な生活を営むに足る住宅を確保するため、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の自然的経済的社会的諸条件に応じた住宅に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(国民の協力)

第四条 国民は、国及び地方公共団体の住宅に関する施策が円滑に行われるように協力しなければならない。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、この法律の目的を達成するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、国民の住生活の現況並びに政府が住宅に関し講じた施策及び講じようとする施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 住生活の基準

(住宅の基準)

第七条 国は、国民の住生活の向上を図るため、住宅の規模、構造及び設備並びにその居住環境について、国民が健康で文化的な住生活を営むに足る適正な住宅の基準を定めなければならない。

2 国は、おおむね五年ごとに、国民の住生活の実態に関する調査を行い、その結果を勘案して前項の基準について検討を加え、必要があると認めるときは、これを改定しなければならない。

(住居費の負担の基準)

第八条 国は、国民の住生活の安定を図るため、住居費が国民の負担能力に応じた適正なものとなるように、住居費の負担の基準を定めなければならない。

(住宅の基準等の確保)

第九条 国及び地方公共団体は、国民が前条の基準による住居費の負担で第七条第一項の基準に適合する住宅に居住できるようにするため、住居費について補助を行う等必要な施策を講ずるものとする。

2 国、地方公共団体等は、第七条第一項の基準に適合する住宅の供給をしなければならない。

3 国、地方公共団体等は、前項の規定により供給する住宅(以下「公的住宅」という。)が第七条第一項の基準に適合しないこととなつたときは、建替え、増改築等により同項の基準を確保するため必要な措置を講じなければならない。

第三章 住宅の供給の促進

(住宅の供給に関する長期計画)

第十条 国は、住宅の供給を総合的かつ計画的に促進するため、住宅の需要及び供給に関する長期見通しに即して、住宅の供給に関する総合的な長期計画を策定しなければならない。

2 前項の見通し及び長期計画には、住宅の供給に関連して必要となる宅地及び公共施設等に関する事項を含むものとする。

(公的住宅の供給等)

第十一条 国及び地方公共団体は、住宅に困窮する低額所得者等に対して低廉な対価で住宅を供給するため、公営住宅その他の公的住宅の供給を促進する等必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、住宅に困窮する低額所得者等に対する住宅の供給を促進するため、その者に對し適切な規模、構造及び設備を有する住宅を供給する事業を行う者等について、長期かつ低利の資金の融通の円滑化を図るとともに、税制上の措置につき必要な考慮を払うものとする。

(持家建設等の促進)

第十二条 国は、自ら居住するため住宅を必要とする者の住宅の建設等を促進するため、その者に對し、長期かつ低利の資金の融通の円滑化を図るとともに、税制上の措置につき必要な考慮を払うものとする。

(福祉住宅の供給等)

第十三条 国及び地方公共団体は、老人、母子家庭、心身障害者等の福祉を増進するため、これらの者に對し、公的住宅の供給又は住宅の建設等に必要なる長期かつ低利の資金の融通について特別の配慮をしなければならない。

(民間融資の促進)

第十四条 国は、銀行その他一般の金融機関が行う住宅の建設等に必要なる資金の融通を円滑にするため、当該資金の貸付けについて保険を行うい、又は利子補給金を支給する制度の整備を図る等必要な施策を講ずるものとする。

(税制上の措置)

第十五条 国は、第十一条第二項及び第十二条に規定するもののほか、住宅の供給を促進するための税制上の措置につき必要な考慮を払うものとする。

(良質で建設費の低廉な住宅の建設の促進)

第十六条 国及び地方公共団体は、良質で建設費の低廉な住宅の建設を促進するため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、事業者、民間研究機関等が行う良質で建設費の低廉な住宅の建設を促進するための研究開発を推進するため、必要な技術上の援助並びに財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(宅地の供給の促進)

第十七条 国及び地方公共団体は、住宅の供給を促進するため、国土の総合的かつ計画的な利用に関する計画に基づき、居住環境の良好な宅地の供給、土地価格の安定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、宅地の供給を促進するため、財政上、金融上及び税制上の措置につき必要な考慮を払うものとする。

第四章 住宅地における居住環境の整備等

(住宅地における居住環境の保護)

第十八条 国及び地方公共団体は、住宅地における良好な居住環境を保護するため、適正な環境基準を設定し、その確保に努めるとともに、都市計画に基づいて土地利用の適正化を図る等国民の住生活に障害をもたらすおそれのある原因を除去するため必要な施策を講ずるものとする。

(住宅地における公共施設等の整備)

第十九条 国及び地方公共団体は、住宅地における良好な居住環境を確保するため、道路、鉄道、公園、下水道等の公共施設及び学校、病院等の公益的施設の整備の促進に努めるものとする。

(市街地の再開発による中高層住宅の建設等)

第二十条 国及び地方公共団体は、市街地の再開発により、土地の利用の合理化及び高度化を図り、中高層住宅の建設及び居住環境の整備を促進するため必要な施策を講ずるものとする。

(住宅地区の改良)

第二十一条 国及び地方公共団体は、不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り、当該地区の居住者等に対して低廉な家賃で賃貸する改良住宅の集団的建設を促進するため必要な施策を講ずるものとする。

第五章 住宅災害に関する施策

(住宅の災害からの保護)

第二十二條 国及び地方公共団体は、住宅を災害から保護するため、急傾斜地、地盤沈下の著しい地域等において宅地の造成、住宅の建設等の行為を禁止し、若しくは制限し、又は既存住宅の移転を促進する等の措置を講ずるとともに、耐火耐震建築物の建設を促進する等必要な施策を講ずるものとする。

(災害を受けた住宅の復興の促進)

第二十三條 国及び地方公共団体は、災害を受けた住宅の復興を促進するため、災害を受けた住宅の補修又は当該住宅に代わるべき住宅の建設等を行う者に対し、その費用の一部につき補助を行うとともに、長期かつ低利の資金の融通を行う等必要な施策を講ずるものとする。

第六章 住宅及び宅地の取引の公正の確保

(住宅及び宅地の取引の公正の確保等)

第二十四條 国及び地方公共団体は、住宅及び宅地の取引の公正を確保するとともに、住宅及び宅地の利用を促進するため、住宅及び宅地の取引に関する事業の適正な運営を図る等必要な施策を講ずるものとする。

第七章 行政組織の整備等

第二十五條 国及び地方公共団体は、住宅に関する施策を講ずるにつき、相協力するとともに、住宅行政の一元化を図る等行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

五月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願(第五八二六号)(第五八二七号)

第五八二六号 昭和六十年四月三十日受理

車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願
請願者 長野県須坂市小山二、〇一二 竹前 敏
紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第五八二七号 昭和六十年四月三十日受理

車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願
請願者 愛知県豊橋市西口町西ノ口四五ノ四三 小杉健次
紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

五月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願(第五九一五号)(第六〇一一号)

第五九一五号 昭和六十年五月七日受理

車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願
請願者 石川県金沢市御所町リノ三 宮下 敦雄
紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第六〇一一号 昭和六十年五月九日受理

車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願
請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ四 全国脊髄損傷者連合会岡山県支部内 珍行美貴夫
紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

五月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願(第六一三三号)(第六一五七号)(第六四〇四号)(第六四二九号)(第六四九三三号)

第六一三三号 昭和六十年五月十日受理

車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願
請願者 川崎市中原区小杉陣屋町二ノ三二 七 荻野昭二
紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第六一五七号 昭和六十年五月十一日受理

車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願
請願者 広島市南区宇品海岸二ノ一ノ三ノ二〇五 稲川裕二
紹介議員 堀出 啓典君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第六四〇四号 昭和六十年五月十六日受理

車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願
請願者 三重県鈴鹿市東玉垣町二六三 松浦 弘和
紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第六四二九号 昭和六十年五月十六日受理

車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願
請願者 大阪府東大阪市上四條町二〇ノ三 六 湯川芳雄
紹介議員 中村 鋭一君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第六四九三三号 昭和六十年五月十六日受理

車いす重度身体障害者に対する建設行政改善に関する請願
請願者 福井県鯖江市札町一七ノ四一 成田 久司
紹介議員 山内 一郎君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

五月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、半島振興法案(衆)

半島振興法案
半島振興法

(目的)

第一条 この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて地域住民の生活の向上と国土の均衡ある発展に資することを目的とする。

(指定)

第二条 内閣総理大臣は、都道府県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、国土審議会の議を経て、半島地域のうち、次の各号に掲げる要件に該当し、一体として総合的な半島振興に関する措置を講ずることが適当であると認められる地域を半島振興対策実施地域として指定する。

一 二以上の市町村の区域からなり、一定の社会的経済的規模を有する地域であること。

二 高速自動車国道、空港等の高速輸送に係る施設その他の公共的施設の整備について他の地域に比較して低位にある地域であること。

三 産業の開発の程度が低く、雇用の増大を図るため企業の立地の促進等の措置を講ずる必要

要がある地域であること。

2 都道府県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長に協議しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の申請をしようとする場合において当該申請に係る地域が北海道又は北海道の区域内にあるものであるときは、北海道開発庁長官又は沖縄開発庁長官を経由しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により半島振興対策実施地域の指定をするときは、当該半島振興対策実施地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

(半島振興計画の承認)

第三条 前条第一項の規定により半島振興対策実施地域の指定があつたときは、関係都道府県知事は、当該半島振興対策実施地域に係る半島振興に関する計画(以下「半島振興計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により半島振興計画を承認しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の半島振興計画を作成しようとするときは、関係市町村長に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の承認を受けようとする場合において当該半島振興計画に係る地域が北海道又は沖縄県の区域内にあるものであるときは、北海道開発庁長官又は沖縄開発庁長官を経由して、当該半島振興計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。

5 前各項の規定は、半島振興計画を変更する場合について準用する。

(半島振興計画の内容)

第四条 半島振興計画には、当該半島振興対策実施地域の広域かつ総合的な振興に関し必要な次の各号に掲げる事項について定めるものとす

る。

一 振興の基本的方針に関する事項
二 基幹的な道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項
三 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
四 水資源の開発及び利用に関する事項
五 教育及び文化の振興に関する事項
六 前各号に掲げるもののほか、半島振興に関し必要な事項

2 半島振興計画は、国土総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興開発計画その他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和したものでなければならない。

(半島振興計画に基づく事業の実施)
第五条 半島振興計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従ひ、国、地方公共団体その他の者が実施するものとす

(国の施策)
第六条 国は、半島振興計画に基づく事業の実施に必要なる財政金融上の措置を講ずるよう配慮しなければならない。

第七条 国は、半島振興計画に基づく事業の実施に要する経費について、毎年度、国の財政の許す範囲内において、その事業の円滑な実施を促進することに努めなければならない。

(地方債についての配慮)
第八条 地方公共団体が半島振興計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(資金の確保)
第九条 国及び地方公共団体は、半島振興計画の達成に資すると認められる製造事業、運輸事業等の事業を営む者が、半島振興対策実施地域の

区域内において行う工場、事業場その他の施設の新設若しくは増設又はこれらの施設の用に供する土地の取得若しくは造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保に努めなければならない。

(税制上の措置)

第十条 国は、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第二項の規定により、地方公共団体が、半島振興対策実施地域の区域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る機械及び装置又はその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税その他の政令で定める地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税その他の政令で定める地方税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限り。)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(国土審議会)

第十二条 国土審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、半島振興に関する重要事項について調査審議する。

2 国土審議会は、半島振興に関する重要事項に

ついて、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、昭和七十年三月三十一日限り、その効力を失う。

(国土庁設置法の一部改正)

3 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第十九号中「シをエとし、ミをシとし、メをミとし、ユをメとし、キをユとし、サをキとし、アをサとし、テをアとし、エをテとし、コをエとし、フをコとし、ケをフとし、マをケとし、ヤをマとし、クをヤとし、オをクとし、ノをオとし、ホをノとし、ウをホとし、ムの次に次のように加える。

ウ 半島振興法(昭和六十年法律第

七条第一項中「及びオを、ウ及びク」に改める。

五月三十一日本委員会に左の案件が付託された。
一、町村の実施する公共下水道の整備推進に関する請願(第六六二六号)(第六六四七号)

第六六二六号 昭和六十年五月二十二日受理
町村の実施する公共下水道の整備推進に関する請願

請願者 岡山県英田郡美作町栄町三八ノ二
紹介議員 秋山 長造君

現在、下水道は長期的展望にたち、計画的に整備が進められているが、特に下水道ストックが著しく不足している町村については、その整備の推進は緊急課題となつてゐる。しかしながら、既にそ

の整備に着手している町村にあつては、必要な事業費を確保できないため、事業は著しく遷延し、一方、事業採択にいたらない町村にあつては、その着手の目途すらなく、地域住民に多大の影響を及ぼしている。ついで、このような状況を一日も早く解消し、町村部の住民も都市部の住民と等しく下水道整備の利便を受けることができるよう、次の事項について実現を図りたい。

一、高まる国民的要請に即応した下水道の緊急かつ計画的な整備を推進するため、その長期整備計画を早期に樹立すること。

二、昭和六十一年度の国の下水道整備予算を大幅に増額し、特に町村の実施する公共下水道を重点的に整備すること。

三、町村の実施する公共下水道について、実情に即して国庫補助制度の改善を図ること。

第六六七号 昭和六十年五月二十二日受理
町村の実施する公共下水道の整備推進に関する請願

請願者 熊本県八代郡宮原町六九ノ一宮原町長 本田知徳
紹介議員 田代由紀男君
この請願の趣旨は、第六六二六号と同じである。

第六号中正誤	
ベシ 段 行 誤	特 質 正
三 四 九	
第七号中正誤	
ベシ 段 行 誤	当 時 正
二 一 二	
第八号中正誤	
ベシ 段 行 誤	開 会 正
一 三 二	
二 三 二	権 限 権 原
二 四 一	才 ち 合 わ せ 打 ち 合 わ せ
二 六 二	公 事 工 事
第九号中正誤	
ベシ 段 行 誤	形 成 正
九 二 二	
三 一 一	物 に 特 に
三 二 二	拓 殖 大 学
第十号中正誤	
ベシ 段 行 誤	正
二 〇 二	非 常 に

昭和六十年六月十八日印刷

昭和六十年六月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D